

(別紙1)

## 企画提案仕様書

### 1 事業概要

#### (1) 目的

本町・五稜郭・梁川地区は、五稜郭公園などの観光資源のほか、商業施設や公共施設が立地し、多くの市民や観光客が訪れる中心市街地の重要エリアの一つであるが、来街者の地区全体の回遊につながっていない状況にあることに加え、コロナ禍以降、歩行者通行量は減少傾向にある。

そのため、地下歩道、道路、児童公園等の公共空間の有効活用をはじめ地域の核となる商業施設、商店街、事業者等（以下「民間等」という。）と連携しながら各種イベントを展開する「五稜郭まちなかフェスティバル」を実施し、官民一体となって地域の魅力発信と回遊性の向上に取り組むことにより、来街者の増加および賑わいの創出を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

#### (2) 事業開催期間

令和6年（2024年）10月1日（火）から31日（木）まで

#### (3) 対象エリア

主要道道函館南茅部線五稜郭地下歩道（以下「地下歩道」という。）を中心とする概ね半径500mの徒歩圏内とする。

#### (4) イベント会場

##### ア 公共空間等

##### (7) 地下歩道会場

別添1のとおり

##### (4) 五稜郭公園線会場

主要道道五稜郭公園線のうち函館市本町95番1地先から函館市本町31番地4先までの交通規制区間（別添2のとおり）

##### (7) 本町児童公園会場

都市計画公園本町児童公園（以下「本町児童公園」という。）

##### イ 商業施設等

提案によるものとする。

##### ウ 事業所・店舗等

提案によるものとする。

### 2 業務内容

#### (1) 事業の企画に関すること

##### ア 全般的事項

(7) 事業名は「五稜郭まちなかフェスティバル」とする。

(イ) 次に掲げる本体イベント・タイアップイベントを組み合わせ、事業期間中における対象エリアの誘客促進・回遊性向上を企図する内容を提案すること。なお、タイアップイベントは当該イベント主催者に対し、積極的に働きかけを行うこと。

a 本体イベント

1 (4) イベント会場において、当事業として市が主催し企画運営を行うイベント等をいう。

(a) 協賛・その他の収入

本体イベントの充実を図ることを目的として、協賛（資金または物品）の募集のほか、出店料，販売収入，広告収入等の収入を充てることができる。ただし，本事業に係る収入は，全て業務の実施に必要な経費に充てること。

(b) 予定していた協賛・収入が確保できなかった場合においても，提案した企画は受託者の責任において実施すること。

b タイアップイベント

民間等が自ら主催し企画運営を行うイベント等で，かつ事業効果を高めることが期待されるものをいう。（例：飲み歩きイベント，複数の事業者が共同で実施する販促イベント等）

(ウ) 世代を問わず多くの市民等が楽しむことができるよう，参加型・体験型コンテンツを取り入れるなど，イベントごとの内容を工夫すること。また雨天時の対応についても工夫すること。

(エ) 本事業の事業収支予算を提案すること。

## イ 本体イベント

次のイベントを提案すること（必須）。

### (7) 地下歩道会場におけるイベント

地下歩道のショーケース・商店街掲示コーナー等を活用し，本事業の魅力発信など，対象エリアの誘客促進・回遊性向上に資するイベント・コンテンツを提案すること。

a イベントは事業開催期間中延べ30日以上開催すること。

b コンテンツの設置，変更，撤去の際は，既存の設備および展示品等を損傷しないよう十分注意して取り扱うものとし，必要に応じて保管すること。

c イベント終了後，ショーケース・商店街掲示コーナー等を現状に復旧すること

### (イ) 五稜郭公園線会場におけるイベント

交通規制中の道路上において実施可能なイベント・コンテンツを提案すること。

a 交通規制（全面通行止）は，10月14日（月）正午から午後4時までとする。

b 交通規制の時間内に設営および撤収を完了すること。

- c 交通規制に伴う警備計画を作成し、警備計画の実施に必要な警備員の配置，案内・誘導看板の制作・設置，地域関係者への周知等を行うこと。
- d 交通規制中の歩行者の往来を円滑にするため，歩道に誘導員を配置すること。
- e 歩道の使用は不可とする。
- f 小雨でも開催可能な工夫をすること。また，荒天時の代替案についても提案すること。

**(ウ) 本町児童公園会場におけるイベント**

子どもを主なターゲットとするイベント・コンテンツを提案すること。

- a イベントは事業開催期間中延べ2日以上開催すること。
- b 都市公園法（昭和31年法律第79号），函館市都市公園条例（昭和33年条例第5号）および函館市都市公園条例施行規則（昭和34年3月5日規則第5号）等の関係法令を遵守するほか，提案にあたっては事前に管理者（函館市土木部公園河川管理課）に占用等について協議し，実施可能な内容を提案すること。
- c 子ども連れや高齢者，障がいのある方などに配慮し，会場（出入口含む）の歩行の安全の確保に努めること。

**(イ) 商業施設等におけるイベント**

対象エリアの核となる商業施設等を使用して開催するイベント・コンテンツを提案すること。

- a イベントは事業開催期間中延べ8日以上開催すること。
- b 提案にあたっては，事前に商業施設等の管理者と協議し，実施可能な内容を提案すること。

**(オ) 事業所・店舗等におけるワークショップ・セミナー**

- a 対象エリア内の事業所・店舗等の従業員等が講師を務めるワークショップ・セミナー（以下「ワークショップ等」という。）を提案すること。

**【ワークショップ等のジャンル例】**

- ・芸術文化
- ・ものづくり
- ・グルメ
- ・暮らし
- ・まちづくり
- ・ビジネス

- b ワorkshop等々のプログラムは事業開催期間中8件以上実施すること。
- c ワorkshop等々への参加者を広く募集すること。なお，参加者から実費相当の参加料を徴収することができるものとする。

**(カ) オリジナル商品・メニュー・サービスの提供**

当該事業に賛同する事業所・店舗等のオリジナル商品・メニュー・サービス（約50件以上）を募集し，広報宣伝を行うことによって，対象エリアの誘客促進・回遊性向上に資するイベント・コンテンツを提案すること。

- a 募集対象は、原則、対象エリア内の事業所・店舗等とする。
- b 商品・メニュー・サービスの提供期間は、事業開催期間中、参加事業所・店舗等毎の任意の期間とすることができる。

## ウ タイアップイベント

タイアップイベントの提案にあたっては、事前に当該イベントの主催者から承諾を得ることとし、以下の項目について提案すること。

- a 開催期間
- b 会場
- c イベントの主催者
- d イベント・コンテンツの内容
- e タイアップ内容（市および相手方がタイアップにあたって取組む誘客促進・回遊性向上の方策など）

## (2) 事業の管理運営に関すること

事業の管理運営にあたっては、事業スケジュールおよび管理運営マニュアルに基づき実施することとし、必要な人員体制を構築すること。

なお、事業スケジュールおよび管理運営マニュアルの変更が必要と市が認める場合はその指示に従うこと。

また、2（1）ウのタイアップイベントについては、当該イベントの主催者と密に連絡調整を図り、情報共有に努めること。

### ア 事業スケジュール

市との契約締結に向けた協議期間を含め、契約から業務完了までの事業全体のスケジュールについて、関係機関等との協議や調整、事業実施に必要な許認可等の手続き、広報宣伝、出店者・参加店舗等の募集、参加者の募集、事業の運営・管理、効果検証および事業報告書の作成など、業務の一連の流れがわかるよう作成すること。

### イ 管理運営マニュアル

- ① 事業全体およびイベントごとの管理運営に関する具体的なマニュアルを作成すること。
- ② 当該マニュアルには、実施体制、人員配置、緊急時の連絡体制および救急体制等もあわせて記載すること。

### ウ 機材の調達、設置および撤去

- ① 事業の実施に必要な機材を調達し、設置、事業の開催期間中の管理および撤去を行うほか、設置等に必要の手続きを行うこと。
- ② 機材の設置および撤去の日程や設置場所などについては、事業スケジュールおよび管理運営マニュアルに記載すること。

### エ 必要書類の作成等

事業実施に伴い施設使用許可申請等の必要書類の作成および申請手続きを行うこと。

### オ その他

**(7) 賠償責任保険等**

本体イベントの実施に当たっては賠償責任保険等に加入すること。

**(イ) 警備員・誘導員**

本体イベントの内容に応じて、必要な数の警備員・誘導員を配置すること。

**(ウ) 清掃美化**

清掃ならびにごみ箱の設置およびごみの回収・処分などイベント会場の清掃美化に努めること。

**(3) 事業の広報宣伝に関すること**

事業の実施を通じた対象エリアの誘客促進・回遊性向上を企図し、市民等がわかりやすく効果的な広報宣伝について以下のとおり提案すること。なお、タイアップイベント等の情報についても一体的に広報宣伝すること。

- ① 公式ホームページ・SNSによる情報発信を行うこと。
- ② ポスターおよびリーフレット等を作成し、市が指示する公共施設等および対象エリア内の事業所・店舗等に掲出・頒布するほか、市内小学校の全児童にリーフレットを配付すること。
- ③ のぼりを作成し、主要道道函館南茅部線および主要道道五稜郭公園線の一部（別添2のとおり）に掲出すること。
- ④ イベント会場等にイベントプログラム等を表示した看板を設置すること。（タイアップイベントを除く。）
- ⑤ 必要に応じて、インフォメーションを設置し、来場者等に対し開催場所や事業内容の案内等を行うこと。
- ⑥ 市の広報誌および広報番組等の媒体に用いるために必要な範囲において広報宣伝物のデザイン・版下のデータ提供および改変に協力すること。

**(4) 事業の効果検証に関すること**

次の数値測定を実施し、事業の効果検証を行うこと。

- ① 公式ホームページのアクセス数およびページビュー数の推移
- ② SNSのアクセス数の推移
- ③ 各会場の来場者数（本体イベントのみ）
- ④ Webアンケート調査（調査項目は市と協議のうえ決定）

**(5) 事業報告書の作成に関すること**

事業完了後、事業報告書を作成し、紙媒体および電子データにて市に提出すること。事業報告書の記載内容および提出物は、次のとおりとする。

- ① 本業務の実施内容
- ② 効果検証結果
- ③ 写真、映像等の履行状況が確認できるもの（本人の承諾を得ることのできない人物画像については、本人と識別ができない程度の修正を行うこと。）

- ④ 事業収支決算
- ⑤ 広報宣伝物などの成果物
- ⑥ その他市が指示するもの

#### (6) その他必要な業務

業務上、当然付帯的に実施しなければならない業務については、委託料の範囲内において誠実に実施すること。

### 3 留意事項

#### (1) 第三者への委託

本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、事前に市に対し書面で再委託先、再委託期間および再委託する業務内容を届け出、承認を得ることとする。なお、承認後に再委託契約書の写しを市に提出すること。

#### (2) 個人情報の取扱い

本業務を通じて知り得た個人情報その他業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

#### (3) 市および関係者等との打合せ

本業務の履行に伴い、市および関係者等（市、警察・消防、民間等）と行った打合わせ等は、記録を作成し市に報告すること。

#### (4) 著作物の取扱い

本業務の成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に市に無償で譲渡するものとする。

また、市は成果物が著作物に該当する、該当しないに関わらず、当該成果物の内容を承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、市が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、承諾なく行うことができるものとする。

#### (5) 損害賠償に対する取扱い

疫病、食中毒、暴風、大雨、洪水、落雷、地震、火災、暴動その他市の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になり損害が生じる場合においても、市に対しその賠償を請求することができないものとする。

また、受託者の責めに帰する事由により、運営に関し、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を自己の負担により賠償するものとする。